

## 解題：アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録

渡部 良子

### A Bibliographical Introduction to ‘Abdī Beg’s *Ṣarīḥ al-Milk*

WATABE, Ryoko

This paper provides a basic introduction to ‘Abdī Beg’s *Ṣarīḥ al-Milk*, an important source for historical research on the property management of the Shrine of Shaykh Ṣafī, focusing on its structure and method of compilation.

Located in Ardabil, a local city in the Azerbaijan region in the early 14th century, the shrine of Sufī saint Shaykh Ṣafī al-Dīn Ishāq Ardabilī (d. 1334) developed as the center of the Safavid Sufī order and then as a royal mausoleum after the establishment of the Safavid dynasty (1501–1736). Over a long period from its establishment, prosperity to decline after the fall of the Safavids, various historical materials have been produced concerning its acquisition and management of waqf endowments. Among these, *Ṣarīḥ al-Milk*, the first comprehensive inventory of the Shrine’s endowments, compiled by ‘Abdī Beg Shīrāzī during the reign of the second Safavid monarch Shāh Ṭahmāsb in the late 16th century, is the most famous source on the development of the Shrine’s property in the earliest period.

*Ṣarīḥ al-milk* is a type of legal document that contains copies of deeds relating to real estate widely used from the 14th century as a means of asserting ownership. However, among the vast number of endowments acquired by the Shrine from the 14th to the 16th century, there were many properties for which no complete legal evidence remained. Therefore, after investigating the legal documents stored in the Shrine, ‘Abdī Beg compiled his *Ṣarīḥ al-Milk* in a special way to claim the legal validity of the Shrine’s endowments.

‘Abdī Beg’s *Ṣarīḥ al-Milk* has been valued by scholars as a historical source regarding the acquisition and increase of waqf endowments of the Shrine of Shaykh Ṣafī. However, *Ṣarīḥ al-Milk*, which played an important role in defending the legal rights of the Shrine’s properties throughout its long history, is expected to repay close study from a variety of perspectives.

**Keywords:** Shrine of Shaykh Ṣafī, *Ṣarīḥ al-Milk* (inventory of real estate), waqf, legal documents, Safavid dynasty

キーワード： シャイフ・サフィー廟、不動産目録、ワクフ、法文書、サファヴィー朝



はじめに

1. サフィー廟財産管理史料群とその研究
2. アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録の構成
3. アブディー版不動産目録の不動産物件項

### はじめに

本解題は、本論集の中心的史料となる、サフィー廟の最初の総合的不動産目録アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録（以下、アブディー版不動産目録、または不動産目録と呼ぶ）がいかなる史料なのかを解説する。史料としてのアブディー版不動産目録は、1970年代、オバン、モートンにより本格的に紹介・利用されて以来 [Morton 1974-75; Aubin 1976-77]、サフィー廟史研究の主要史料として用いられてきた。しかしどのような構成・方法で編纂されたのか、その形式的特徴が十分知られているとは言い難い。そこで本稿では、サフィー廟の財産管理史料群とその研究史の問題点、その中でのアブディー版不動産目録の再検討の意義を示した上で、アブディー版不動産目録の構成と不動産物件の記述方法を検討し、そこにサフィー廟の財の形成の歴史にも関わるどのような特徴が見て取れるのかを示すこととした。

#### 1. サフィー廟財産管理史料群とその研究

まず、サフィー廟はその歴史の中でどのような廟財産管理関連史料を生み出し、それに基づきどのような研究が行われてきたのか、その全体像を捉えるところから始めたい。サフィー廟の歴史は、サファヴィー教団名祖シャイフ・サフィー・アッディーン Shaykh Şafi al-Dīn Ishāq Ardabili (1334 没) がイラン北西部アゼルバイジャン地域の都市アル

目記述方法

4. アブディー版不動産目録におけるシャイフ・サフィーのワクフおわりに

ダビールに設立した修行場 (zāviya) に始まる。ギーラーンのタリーカ、ザーヒディー教団のシャイフ・ザーヒド Shaykh Zāhid, Tāj al-Dīn Ibrāhīm Sanjānī (1301 没) に師事し、その後継者となったシャイフ・サフィーは、故郷アルダビールに自らの教団、サファヴィー教団を興した。モンゴル政権イルハーン朝 (1256-1335 以後解体) 支配層を含む広範な帰依を得たサフィーは、修行場のために多数の不動産を獲得し、1334年に没した後、その修行場に埋葬された。以後修行場はサファヴィー教団の活動の核となる名祖の聖廟となり、サフィー廟がここに成立する。サフィー没後、アゼルバイジャン地域はイルハーン朝解体に伴う政治的分裂期を迎えるが、サフィーの子の第2代教団長サドル・アッディーン・ムーサー Şadr al -Dīn Mūsā (在位 1334-91) は、チューバーン家やジャラーイル朝 (ca. 1336-1411) などアゼルバイジャンの覇権を握ったモンゴル系政治権力の庇護も得て、57年の在位期間を通し教団をさらに発展させた (本論集高木論文参照)。購入・ワクフ・贈与などにより獲得された不動産の権利関係の法文書、政治権力者から授与された行政文書は廟に保管され、最終的に12世紀~19世紀の800点を超える古文書史料群、アルダビール文書 (Ardabil documents)<sup>1)</sup> が形成されることとなる。

15世紀、サファヴィー教団は教団長位後継問題の中でグラート (極端) 的シーア派を採用し、教団に帰依したトルコマーン遊牧集団から組織されたキジルバシュ軍団という軍

1) アルダビール文書の来歴及びその研究史については、阿部尚史 [2020: 136-137] による紹介が最新のものである。

事力を獲得することにより、アク・コユンル朝 (ca. 1378–1508) とも競合する政治勢力へ変容していった (この経緯については、矢島論文参照)。そして 1501 年、アク・コユンル朝を破り首都タブリーズを征服した第 8 代教団長イスマーイール (シャー・イスマーイール) により、シーア派王朝サファヴィー朝が樹立されたのである。

王朝祖廟となったサフィー廟は、マシュハドの第 8 代イマーム・レザー廟、コムのマアスーメ廟などイラン高原の主要なシーア派聖廟とともに、特別な庇護・管理の対象に位置づけられることとなった<sup>2)</sup>。シャー・イスマーイール没後の混乱を收拾し、サファヴィー朝の統治基盤を築いた第 2 代君主シャー・タフマースブは、廟に属する不動産の総合的目録の編纂を文人官僚アブディー・ベグに命じる (この編纂経緯については、後藤論文参照)。これにより成立したのが、アブディー版不動産目録 (977/1570 完成) である。その後サファヴィー朝最盛期の第 5 代君主シャー・アッバース時代にも、当時の廟管財人シャイフ・シャリーフ・ベグ Sharif Beg Ṭālish Zāhidī (在任 1616–32) 時代に購入・ワクフされた不動産物件を官僚スィパーハーニー Muḥammad Ṭāhir Iṣfāhānī (Ṣīpāhānī, 1701 没) が目録化したスィパーハーニー版不動産目録 (1038/1628 完成) が編纂されている (2 写本が現存 [Ṣīpāhānī I, II])。本論集近藤論文で詳しく論じられるが、この 2 不動産目録の収録物件はアッバース期以降のサフィー廟ワクフ財管理において旧部門 (sarkār-i qadīmī) と称された管理部門の下に置かれることとなった不動産であり、サファヴィー朝時代サフィー廟に属した財の全体を伝えるものではないことに、留意する必要がある。

18 世紀、サファヴィー朝は衰退に向かう。1722 年アフガン族の侵攻により首都イス

ファハーンが征服されると、その混乱に乗じオスマン朝がアゼルバイジャン地域を占領し (1725–30)、アルダビールも一時占領下に置かれる。この時作成された 1140/1728 年付征服地租税台帳 (tehrīr defteri, 首相府オスマン文書館 TD 896) は、サファヴィー朝末期のサフィー廟ワクフ物件の状況を伝える重要史料である [Bilgili 2009]。1736 年サファヴィー朝が滅亡すると、サフィー廟も衰退の道をたどる。サファヴィー朝末期から滅亡後のサフィー廟の財産管理については、アルダビール文書とともに発見され現在イラン国立博物館に保管されている 1101–1195/1689–1781 年の廟財務記録 (fard) 数千枚があるが [Shaykh al-Ḥukamāyī 1387Kh-b]、本稿執筆現在まだ目録化・研究は行われておらず、その内容は詳になっていない。アフシャル朝 (1736–96) からカージャール朝 (1796–1925) 時代、サフィー廟は一地方の聖者廟として存続する道を歩むこととなる。第二次イラン=ロシア戦争期 (1826–28) におけるロシア軍によるアルダビール占領時 (1828) には略奪に晒され、多数の写本がサンクトペテルブルクへ持ち去られた。混乱と打撃を受けながらも存続したサフィー廟では、1885 年頃、再び不動産目録が編纂されている (阿部論文参照)。20 世紀、ガージャール朝が倒れパフラヴィー朝 (1925–1979) が成立した直後の 1926 年、文化省・財務省によるサフィー廟の所蔵物調査が実施された [Khalkhālī 1305Kh]。以後、サフィー廟の聖者廟としての歴史は終わりに向かい、イランの歴史文化遺産としての新たな生を歩み始めることとなる。

このように、中世から近代まで、イラン高原社会の歴史の展開とともに変化してきたサフィー廟の歴史は、廟の存続の基盤となる財の管理に関わる多様な史料を長期にわたり生み出し、イラン史の重要な転機である

2) サファヴィー朝期にシーア派政権による庇護政策と莫大な財の管理・運用体制が発展したイマーム・レザー廟については、Morikawa and Werner [2017] および本論集杉山隆一論文を参照。

サファヴィー朝を生み出すに至ったサファヴィー教団の発展の歴史を解明することを可能にした。サフィー廟財産管理史料の本格的な利用は、アブディー版不動産目録に基づきサファヴィー朝初期のサフィー廟を再構成したモートン [Morton 1974-75]、同じく不動産目録とアルダビール文書により 14 世紀モンゴル支配期の教団と政治権力・地方社会の関係を緻密に再構成し、サファヴィー教団発展の社会経済的背景を明らかにする可能性を示したオバン [Aubin 1976-77] により端緒がつけられた。その後、オバンの研究を進展させ、アブディー版不動産目録、アルダビール文書、そしてイブン・バッザーズ Ibn Bazzāz によるサフィーの聖者伝 *Ṣafwat al-Ṣafā'* (ca. 1358) に基づきサフィー、サドル時代の財の獲得からサファヴィー教団の発展の社会経済的背景および北西イランの経済諸制度を解明した Gronke の研究 [Gronke 1993] は、聖者廟の財産管理関連史料群が持つ政治・社会・経済史史料としての重要性を証明したといえるだろう。また、Gronke が利用したアルダビール文書ファクシミリは、現存する貴重な最初期の古文書史料として、イランの文書学研究に利用された (アルダビール文書の研究史についての詳細は、阿部 [2020] を参照)。サファヴィー朝期のサフィー廟については、サファヴィー朝支配層女性の廟へのワクフ・庇護活動をアブディー版、スィパーハーニー版の 2 つの不動産目録に基づき明らかにしたザリーネバフ [Zarinebaf-Shahr 1998]、また建築・美術史の視点からのサフィー廟の発展史を再構成したリズヴィの研究 [Rizvi 2000, 2011] があり、また近年の研究として、サファヴィー朝期のサフィー廟の運営制度、政治・社会・経済的役割を包括的に論じたロトフィーの研究 [Luṭfi 1395Kh] がある。

サフィー廟の財産管理史料を利用したこれ

らの先行研究は、サファヴィー教団史、サファヴィー朝史における王朝祖廟サフィー廟の重要性、そしてイスラーム社会で聖者廟の財が持ちえる政治・社会・経済との関係性について、多くの知見をもたらした。しかし、ここで 2 つの問題に留意する必要があるだろう。一つは、サフィー廟の財産管理に関わる史料には、古くからその重要性が知られる一方、アクセスが容易ではない史料が多いことである。アルダビール文書は目録化されているものの [Shaykh al-Ḥukamāyī 1387Kh-a]、まだ広く研究者の閲覧に公開される状態にはなっていない。18-19 世紀の財務記録史料は上述のようにまだ目録化されておらず、最も利用されてきた不動産目録も、学術的に信頼できる校訂が無いのである<sup>3)</sup>。

もう一つの問題は、財産関連史料に基づきサフィー廟の発展の歴史を明らかにした先行研究は、専ら廟の財の集積過程に注目し、その財がどのように維持・管理されたのかという問題には十分な関心が向けられてこなかったということである。これは最も利用されてきた不動産目録の情報がワクフ・不動産購入などの財の獲得に関するものであることによるが、それゆえ、サフィー廟の財産管理制度を解明する研究は、本格的になされてこなかった。本論集近藤論文に示されるように、サファヴィー朝期サフィー廟に関する包括的な研究であるロトフィーの研究も、財産管理・運営制度については十全なものとはいえない。

サフィー廟の財産管理制度とその政治・社会・経済・文化との関係を、廟の成立から王朝祖廟としての発展、近代における衰退という長期に亘る変化の中で再構成していくためには、まだ研究が行われていない史料が利用可能になる環境を整えるとともに、既知の史料についてもその性格を改めて精査し、研究可能性を再検討していく必要がある。サ

3) 2011 年、第 1 部アゼルバイジャン地方ムーガンまでの校訂が刊行されたが [‘Abdi/Hidāyati]、現存 3 写本のどの写本を用いたのかを示しておらず、学術的校訂とは言い難く、扱いに注意を要する。

フィー廟財産管理史料の中でも、不動産目録、特にサフィー廟成立期からサファヴィー朝初期までに獲得された廟の財産情報を含むアブディー版不動産目録は、未研究のアルダビール文書や財務記録史料の将来的な研究で参照される基本史料として、重要な役割を持つ。よって以下では、アブディー版不動産目録がいかなる機能・形式を持つ目録として編纂されているのかを再検討し、その史料としての特徴を明らかにしたい。

## 2. アブディー・ベグ版サフィー廟 不動産目録の構成

ここまでで「不動産目録」と呼んできた *ṣarīḥ al-milk* (語義は「明白な所有権」とは、少なくとも13-14世紀イルハーン朝時代には利用が一般化していた、売買契約文書など財の所有権に関わる文書の要約集を指す<sup>4)</sup>)。アブディーはサフィー廟不動産目録編纂にあたり、サファヴィー家成員が所有した過去の *ṣarīḥ al-milk* を情報源として用いたことを示唆しているが<sup>5)</sup>、これら初期の *ṣarīḥ al-milk* がどのような形式・構成を持つものだったのかは、不明である。しかし彼は序章で不動産目録の編纂理由を「この天空を柱とする敷居 (=サフィー廟) に属する全ての土地・不動産 (*amlāk va raqabāt*) の総合的な *ṣarīḥ al-*

*milk* を作成しておかねばならない、この部門の責任者たち、この多忙な財務官たちが、保管された記録・証書 (*zābiṭa va šukūk va ḥujaj*) と関連づけられるように」[*ʿAbdī I: 8a*] と述べており、別途保管された文書を写しの形で参照しやすくする機能を持つものだったと考えられるだろう。17世紀編纂のスピーハーニー版不動産目録は、管財人により購入された物件とワクフによる物件という2部構成であるが、各物件項目には売買契約文書またはワクフ文書本文の写しをほぼそのまま収録する形式をとっている。

しかし、アブディー版不動産目録は、14世紀初のサフィー時代から16世紀後半のシャー・タフマースプ時代まで、約2世紀半にわたりサフィー廟に獲得・維持されてきた多数の不動産の情報を編纂したものであった。これらの不動産は当時廟の管理部門の台帳 (*daftar-i sarkār-i āstāna*)、および中央ディーワーン (至高なるディーワーン *divān-i a'la*) に保持される支出指示書 (*tūmār-i nasaq*)<sup>6)</sup> により管理・運営されていたが、すべてに來歴を示す文書が追跡できるわけではなかった。そこでアブディーは、序章末尾 [*ʿAbdī I: 9a*] と終章冒頭 [160b-161a] の説明に従えば、以下のような方法で不動産目録の編集を行った。

・廟の保管庫 (*khizāna*) に保管された不

- 
- 4) *Qā'im-Maqāmi* 1371Kh: 130-131; 阿部 2020: 136 n.12. 14世紀の『集史』『書記典範』では私有権を証明する証拠として証書 (*qabāla*) 同様の効力を持ち、シャリーア法廷が管轄するものとして扱われている [*ǧāmi' al-Tavāriḫ/Rawshan*: II 1396, 1408-1409; *Dastūr al-Kātib*: II 240-241]。
- 5) アブディー版不動産目録では、サドル・アッディーンの子シハーブ・アッディーン *Shihāb al-Dīn Maḥmūd* の不動産目録 [*ʿAbdī I: 47b-48a*]、シャー・イスマールの子シハーブ・アッディーン *Shihāb al-Dīn Maḥmūd* の不動産目録 [*ʿAbdī I: 47b-48a*]、シャー・イスマールの不動産目録 (*ṣarīḥ al-milk-i sarkār-i šāhib-qirāni*) [155b]、また所有者不明の「古い不動産目録 (*ṣarīḥ al-milk-i mundarisi*)」[81b, 83b, 84a, 89a] などが情報源として言及されている。またサフィーの子らに属する不動産一覧である終章の序文で、サドル・アッディーンの子らの相続人たちは「ほとんどが自ら自身のための *ṣarīḥ al-milk* を記している」として、シハーブ・アッディーンのほか第4代教団長シャイフ・イブラーヒーム、第5代ジュナイドの *ṣarīḥ al-milk* に言及している [167b-168a] (本論集阿部論文参照)。なお、本稿では特に断らない限り、アブディー版不動産目録の現存3写本のうち、最も古い写本 *ʿAbdī I* を利用する。なお本研究で参照した不動産目録写本はイラン国立博物館、イラン国立図書館が所蔵する写本から撮影された画像である。ここに記して謝意を示したい。
- 6) 支出指示書 (*tūmār-i nasaq*) は聖廟管理・運営の職員に宛て発せられる総合的な業務指示書であり、支出・経費はこれに基づき執行された。不動産目録では台帳 (*daftar*) と並び廟運営に関わる主要文書として度々言及される。レザー廟の支出指示書の事例は、*Mūsavi* [1394Kh] 参照。

動産の権利関連の文書・証書・冊子・法文書 (asnād va qabālāt va majallāt va ḥujaj) の目録 (fihrist) を作成し、台帳・支出指示書および廟管財人の業務便覧 (dastūr al-‘amal) と照合する。購入・ワクフ・贈与など正当な来歴を裏付ける証拠文書がある物件は第1部 (ḥarf) に、台帳・支出指示書にあるが証拠文書が確認できない物件は第2部に分類する。ただしワクフの形式 (ṣiḡha-‘i vaqf) があるものは、台帳・支出指示書になくても第1部に入れる。

・廟の不動産は、証拠文書で修行場 (zāviya) ・廟 (ḥaḏīra) ・参詣地 (mazār) ・サファヴィー家の敷居 (Āstāna-‘i Ṣafaviya) ・シャイフ・サフィーまたはサドル・アッディーンの修行場などの名義とされているもので、サドル・アッディーン私有地 (amlāk) とされるもの、その直系子孫の不動産目録に記録された物件は廟の不動産として収録する。それ以外のサファヴィー家成員への帰属を示す文書が現存するが相続人が特定できない物件、そしてシャー・イスマールが設定した「慈善の食事 (āsh-i ḥalāl)」の財源となる物件は区別し、「偉大なる王子たちの不動産 (raqabāt-i shāh-zāda-hā-yi ‘iḏām)」と慈善の食事の管理部門 (sarkār-i āsh-i ḥalāl) の不動産の「別の書 (risāla-‘i alā-ḥida)」を作成し、不動産目録と合冊する。

現存写本が示す不動産目録構成は、このアブディーの説明と対応している [資料1]。不動産目録本体は [1] 序章, [2] 証拠文書の有無により2部 (ḥarf) に分類された不動産目録, [3] 終章 (khātima) ・終章附記 (radif-i khātima) の3部構成であり、作品終了を示すクロフォンの後に「別の書」と予告された [4] シャー・イスマールの慈善の食事の目録がある。不動産目録第1部 [2-1] の収録物件は「アゼルバイジャン」と「アゼルバイジャン以外」に、「アゼルバイジャン」は「アルダビール」と「アルダビール以外」に分類され、ワクフ対象であるサフィー

廟 (修行場 zāviya) を中心として同心円的な地理区分で目録が編纂されている (第1部冒頭に示されるサフィー廟の建築構成についての記述、および不動産物件の地理的分布については、本論集守川論文参照)。第2部 [2-2] もほぼ同じ構成をとるが、各物件項目には余白が設けられ、文書が確認でき次第、購入の日付や契約当事者の名、ワクフ条件、四囲などの情報を記入するようになっている。[3-1] 終章はサフィー廟に埋葬されたサファヴィー家成員の不動産として文書が現存する物件の目録であるが、これは「別の書」の「偉大なる王子たち」の不動産目録にあたると考えて良いだろう。終章に続いて付された [3-2] 終章附記には、サファヴィー家のためのワクフとされているが、ワクフ設定者名と一部の物件名が欠損で分からなくなっているワクフ物件一覧の文書 (ṭumar) の忠実な写しが収められている。

このようなアブディー版不動産目録の構成・編纂方法は、物件の帰属を証明する文書の証拠の提示という不動産目録の目的・役割を遵守しつつ、証拠文書が確認できなくてもサフィー廟の財として管理下にある不動産を無理なく包摂できるようになっていると理解することができる。また、廟および過去のサファヴィー家の権利に関する文書の証拠が残る物件の情報を可能な限り網羅的に把握・収録しておこうとする意図も見えてとることができるだろう。

### 3. アブディー版不動産目録の 不動産物件項目記述方法

証拠文書の追跡が困難な物件も含む不動産を目録化するための工夫は、その物件項目の記載方法にも表れている [資料2]。物件項目は【I】物件名・【II】物件の基本情報 (帰属する地区、四囲・物件面積など) ・【III】証拠文書引用による来歴の説明の3要素からなる (時代を経た地名の変化や行政区の変動

により文書記載の地名に異同がある場合は、【II】に記される)。【III】は、文書本文をほぼ全文引用をしている17世紀のスピーハーニー版とは異なり、多くの場合最低限の情報(買い手・売り手・日付)の要約・抜粋であるが、本文引用を含む詳細な記述がなされる物件もあり、一律的ではない。大部分がペルシア語だが、アラビア語文書から翻訳されたものも多いと考えられる<sup>7)</sup>。

例えばほぼ同時代に廟管財人により購入・ワクフされた(a)アルダビール郡部カザーン・バライー耕地の項目の場合、買い手・売り手・金額と財源・認証を行ったカーディー・契約に立ち会った証人名が記され、「その内容は以下の通り(ba-mazmūn-i ānki)」の定型文言に続いて文書の売買契約に関する部分がほぼそのまま引用されている。サファヴィー朝の廟管財人による廟の財を用いた不動産の蒐集を示す物件である。しかし、時代を遡ると、証拠文書が揃っていない、また証拠文書の内容に矛盾があり、所有権移転に関わる証拠に時の経過とともに矛盾や混乱が生じている物件も存在する。(c)ギャルムルードのスピーハーナー村<sup>8)</sup>は、その11/12がNūrin b. Jirghār Turkistāniなるアミールにより717/1317年サフィーの修行場にワクフされ、ワクフ文書およびワクフ設定者のアミールが当該村の持ち分を購入した証書(qabāla)が引用されている。だが同時に、そのワクフの2年後の719/1319年にサフィーが2回にわたり当該村の1/4、1/12の持ち分を異なる人物から購入していることを示す文書が存在する。後者はアミール・ヌーリンのワクフと矛盾しないが、前者についてはアブディーも「この増えた分は何なのか」

と疑問を呈している。

このような文書の証拠に関する問題に対し、アブディーが採った方針は、証拠文書に矛盾・不足のある場合もそのまま示すこと、また、物件の証拠文書が「ワクフの形式(ṣiḡha-'i vaqf)」を持つことを重視することである。スピーハーナー村の来歴の矛盾を、アブディーはアミールのワクフ文書があり、また当該村がサフィーのワクフに含まれることをもって、「アミール・ヌーリンのワクフの5ダーング半に関しては強調するもの(ta'kidī)があり、残りについてはワクフの形式(ṣiḡha-'i vaqf)があった」[Abdī I: 120a]と是認している。

この、物件が「ワクフの形式」を持つことを重視する編集方針は、実はサフィー廟の主であるサフィーのワクフの位置づけにも関わっている。次に、不動産目録の中でのサフィーのワクフの扱いから、サフィー廟の初期の財の形成に関わる独自の経緯と、不動産目録の役割を考えてみよう。

#### 4. アブディー版不動産目録における シャイフ・サフィーのワクフ

アブディー版不動産目録に収録された初期の不動産は、言うまでもなくサフィー時代の物件群である。しかし、サフィーのワクフ文書は現存しておらず、不動産目録でその典拠とされているのは、アルダビール郡部3番目の物件、アルギルAlghir村(サフィーのワクフの1つ)項目で詳細に説明されるサドル・アッディーン時代の以下の2文書に含まれる2点の物件一覧である。

(1) 761年ズー・アルカーダ月/1360年9-10

7) グロンケ [1982] によるアルダビール文書の13世紀初頭までの法文書の校訂・訳注が示すように、サドル・アッディーンのもとサフィー廟の不動産が多数獲得された14世紀頃まで法文書は、アラビア語が主流であったと考えられる。アルダビール郡部Ibrāhimābād村項目収録のサドル・アッディーンの子シハーブ・アッディーンのワクフ文書写しも、アラビア語文書のペルシア語訳(vaḡfnāmcha ki ba-fārsī tarjuma shuda)であることが注記されている [Abdī II: 98]。

8) この物件については、グロンケが詳しく考察している [Gronke 1993: 310-312]。

月にカーディー・ファドゥル・アッラー・ウバイディー Faẓl Allāh b. ‘Abd al-Raḥīm b. ‘Abd al-Raḥmān al-‘Ubaydī<sup>9)</sup> が起草・認証した、733年シャッワール月5日/1333年6月19日、サフィーが不動産をワクフし、自身の後継の管財人としてサドル・アッディーンを指名したことを、12名の証人の証言に基づき証明する証書 (qabāla)。29件のワクフ物件一覧を含む [資料4 (A)]。

(2) アブディーが上記のワクフ物件一覧の欠損の解説のため廟保管文書を渉猟し発見した、サフィー没後3年後の737年ズー・アルヒッジャ月末日/1337年7月29日付の冊子 (majalla)。サフィーのワクフ地の収益 (irtifā‘āt-i raqabāt-i mawqūfa) の4子 (サドル, シャラフ・アッディーン Sharaf al-Dīn ‘Īsā, アラー・アッディーン ‘Alā’ al-Dīn Maṣṣūr, アブー・サイード Abū Sa‘īd) への分配を規定したもので、変更を禁じるサドル直筆の書き込みがあるという。その中に、サフィーが作成した727年ラマダーン月18日/1327年8月7日付のワクフ文書草稿 (musavvada-‘i vaqfiya) に基づくという25件のワクフ物件一覧 (B) が引用されている (うち9物件の収益が4子へ分配されることになっている)。(B) と (A) の対応は [資料4] の通りであるが、20件が一致する。

かなり詳細なアブディーの解説に基づく(1)はサフィーが晩年の1333年に行った(ワクフ文書が残っていない)大規模なワクフが真実であることを証言・認証する文書であり、(2)はサフィーのワクフで、恐らくは家族ワクフとして設定された収益の分配を、サドルが兄弟たちとともに取り決めた文書と理解できる。アブディーはさらに、文書

(1)の約1年後の762年ズー・アルカーダ月24日/1361年9月25日、証書の起草者であるカーディー・ファドゥル・アッラーが、サドルの証言と、前年の証人2名の証言に関する証人7名による証言を踏まえ、サフィーのワクフ設定とサドルの管財職指名を認める判決を下したことを記録した冊子 (majalla) も引用し、物件一覧が示す不動産がサフィーのワクフであり、かつその管財職がサドルに継承されたことを強調している。

サフィーのワクフに関わるこのアルギル村項目の解説について、グロンケは、これが14世紀後半のアゼルバイジャン地域の政治的混乱の中で行われた、サドル・アッディーンによる教団とその財政基盤の再建に関わっていると捉えている。1357年、イルハーン朝滅亡後のモンゴル諸集団の政治抗争を主導したチューパーン家のアシュラフ Malik Ashraf<sup>10)</sup> が殺害され、サドルがギーラーンへの亡命を余儀なくされた時期、サフィーの不動産も在地有力者らの介入に晒され散逸しかけた。アルダビールに帰還したサドルは教団の財の再建を図り、多数の不動産をサフィーのワクフとして承認させる文書 (1) を作成したのである<sup>11)</sup>。ただし不動産目録と多数の未刊行アルダビール文書を照合したグロンケもこの文書実物を確認しておらず、シェイホルホキヤマーイーによるアルダビール文書目録にも相当する情報は見当たらないため、この文書の現存を確かめることは少なくとも現在のところは不可能である。文書的証拠を正確に扱おうとするアブディーの編集方針を踏まえれば、サフィーが晩年、4子への家族ワクフを含め多数の不動産をワクフしていたという主張には信憑性はある。しか

9) このカーディーについては Gronke [1993: 299 n.8]。サドル・アッディーン時代の不動産購入の契約にしばしば関わり、不動産目録にその名がたびたび登場する。

10) サドル・アッディーンと教団がマリク・アシュラフとその家臣から度々権利庇護の文書を受けていたことは、アルダビール文書に確認できる [Herrmann 2004: Urkunden 16, 17, 19, 21]。

11) ジャラーイル朝シャイフ・ウワイス Shaykh Uways (在位 1356–74) のタブリーズ征服後にサファヴィー教団に授与された文書については、Šayḥ al-Ḥukamā‘i・松井・渡部 [2017] 参照。



し、(A) (B) の不一致や、文書 (2) がなぜワクフ文書と内容が異なる草稿を用いたのかなど、不明瞭な点が残るのも否めない。実際、サフィーのワクフ物件一覧には、来歴情報に矛盾・混乱をはらむ物件もあったことは、本論集高木論文に論じられている。

しかしアブディーは、以後不動産目録中で一貫してこの2文書を「ワクフ文書 (vaqfiya)」（文書 (2) はしばしば「分配規定書 (qismat-nāma)）」と呼び、(A) (B) の物件のうちアブディーが特定不可能だった1物件 (B15) を除く33物件の典拠として利用している。このうち10件が他の証拠文書を持たないが、この「ワクフ文書」を根拠に第1部に収録されているのである。前節の来歴情報に矛盾を含むスィーナナク村が「ワクフの形式」があるとされたのも、このワクフ物件一覧に入っていたためであった。「ワクフの形式」の重視という編集方針は、最初期の確実な来歴の証拠がない、しかし最も権威を認められるべき名祖サフィーのワクフの正当性を確認するため、重要な意味を持っていたと考えることができるだろう。

### おわりに

以上、16世紀後半、サファヴィー朝確立期に祖廟サフィー廟の総合的不動産目録として編纂されたアブディー版不動産目録について、その構成・物件項目記載方法が示す特徴を検討したが、そこには14世紀から2世紀以上にわたって形成されてきたサフィー廟の財の歴史が反映されているといえる。長期にわたり、時に政治的混乱の中で獲得・維持されてきたサフィー廟の財には、その最初の基盤を形成したサフィーのワクフを含め、来歴が不確かな物件もあった。アブディーがその不動産目録で採った独自の構成・編纂方法は、その来歴に関わる文書の残存状況も多様であった不動産を、法的証拠集としての不動産目録に包摂するための工夫であったといえ

るだろう。これにより、不動産目録に収録された不動産は、正当なサフィー廟の財として改めて位置づけられることになったのである。

1. に述べたように、サフィー廟の不動産獲得に関わる多様な文書の引用を含むアブディー版不動産目録は、タリーカ・聖者廟発展の政治的・社会経済的背景に光を当てる史料として、サファヴィー教団史、サファヴィー教団時代のイラン社会経済史、サファヴィー朝初期のサフィー廟史やワクフ制度の研究に用いられてきた。しかし、その後のサフィー廟が歴史の変化の中でその財をどのように保持していったのかを考える時、不動産目録の研究にはまだ様々な課題が残されている。サフィー廟の財産管理とその政治・社会・経済・文化との関わりを、その発展から衰退に至る長期的な変化の歴史の中で、1. に見た様々な財産管理史料に基づき、サファヴィー朝以降発展するイラン高原のシーア派聖者廟の財産管理とも比較しながら考えていくには、不動産目録の研究にも、その財の集積の情報に注目するにとどまらない、新たな視座が必要となっていこう。文書研究に基づくイラン社会の聖者廟のワクフ運営研究は近年注目すべき発展を見せており [e.g. Morikawa and Werner 2017; Kondo 2015]、貴重な多数の未研究史料を擁し、成立から衰退に至る長期的変遷の観察が可能なサフィー廟は、阿部の研究 [阿部 2020] がすでに示している通り、聖者廟財産管理・運営制度 (およびそこに反映する社会・経済・法制度) 研究の重要な事例である。本論集では、アブディー版不動産目録の多様な研究可能性を引き出し、サフィー廟史研究の今後の更なる研究課題を提示する、10の新研究が示される。これらの研究が、今後のサフィー廟史・サファヴィー朝史、そしてイスラーム聖者廟研究のための史料学的基盤となることを願ってやまない。

## 参考文献

## ●史料●

- Dastūr al-Kātib*: Muḥammad b. Hindūshāh Nakhchivānī. *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib*. 2 vols. Ed. Abdul-Kerim Ali oğly Alizade. Muskū: Ākādimī-i 'Ulūm-i Ittihād-i Shūravi, Institut-i Milal-i Āsiyā. 1964–76.
- Jāmi' al-Tavārikh*: Rashīd al-Dīn Faḏl Allāh Hamadānī. *Jāmi' al-Tavārikh*. 4 vols. Ed. Muḥammad Rawshan and Muṣṭafā Mūsavi. Tehran: Nashr-i Arburz. 1373Kh.
- 'Abdī I*: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3718.
- 'Abdī II*: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3719.
- 'Abdī III*: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Īrān, Ms. 2734.
- 'Abdī/Hidāyatī*: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk: Vaqf-nāma-'i buq'a-'i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabīlī*. Ed. Maḥmūd Muḥammad Hidāyatī. 1390Kh/2011–12.
- Šipāhānī I*: Muḥammad Ṭāhir Šipāhānī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3703.
- Šipāhānī II*: Muḥammad Ṭāhir Šipāhānī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 4324.
- 研究文献●
- Aubin, Jean. 1976–77. “La Propriété foncière en Azerbaydjan sous les Mongols.” *Le Monde iranien et l'Islam: Sociétés et cultures* 4: 79–131.
- Bilgili, Ali Sinan. 2009. “Devletlik Pir: Şeyh Safiyyüddin-i Erdebilî vakfî.” *Türk Kültürü ve Hacı Bektaş Veli Araştırma Dergisi* 49: 47–94.
- Gronke, Monika. 1982. *Arabische und persische Privaturkunden des 12. und 13. Jahrhunderts aus Ardabil (Aser-beidschan)*. Berlin: K. Schwarz.
- Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht*. Stuttgart: F. Steiner Verlag.
- Herrmann, Gottfried. 2004. *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden: Harrassowitz.
- Khalkhālī, 'Abd al-Raḥīm 1305Kh/1926. “Buq'a-'i Shaykh Šafi.” *Armaghān* 7: 396–402.
- Kondo, Nobuaki. 2015. “The Shah 'Abd al-'Azim Shrine and its *Vaqf* under the Safavids.” *Mapping Safavid Iran* (Nobuaki Kondo ed.), 41–65, Fuchu, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa.
- Luṭfi, Maryam. 1395Kh/2016–7. *Buq'a-'i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabīlī dar dawra-'i Šafaviyān*. Tehran. Manshūr-i Samir.
- Minorsky, Vladimir 1954. “Mongol Decree of 720/1320 to the Family of Shaykh Zāhid.” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 16(3): 515–527.
- Morikawa, Tomoko and Christoph Werner. 2017. *Vestiges of the Razavi Shrine: Āthār al-Razaviya: a Catalogue of Endowments and Deeds to the Shrine of Imam Riza in Mashhad*. Tokyo: The Toyo Bunko.
- Morton, Alexander. 1974–75. “The Ardabil Shrine in the Reign of Shāh Ṭahmāsp I.” *Iran* 12, 13: 31–64, 39–58.
- Mūsavi, Āmina. 1394Kh. “Šakhtār-i kullī-i tūmār-hā dar nizām-i idāri-i Āstān-i Quds-i Raḏavi.” *Nashriya-'i Ilktrūnikī-i Sāzmān-i Kitābkhāna-hā, Mūza-hā va Markaz-i Asnād-i Āstān-i Quds-i Raḏavi* 6(24-25): 1–7.
- Qā'im-Maqāmī, Jahāngīr. 1350Kh/1971. *Muqaddama'ī bar Shinākht-i Asnād-i Tārikhī*. Tehran: Anjuman-i Āthār-i Milli.
- Rizvi, Kishwar. 2000. “Transformations in early Safavid architecture: the Shrine of Shaykh Safi al-din Ishaq Ardabili in Iran (1501–1629).” Ph.D. dissertation, Massachusetts Institute of Technology.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture, Religion and Power in Early Modern Iran*. London: I.B.Tauris.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, 'Imād al-Dīn 1387Kh-a/2009. *Fihrist-i Asnād-i Buq'a-'i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabīlī*. Tehran: Kitābkhāna va Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, 'Imād al-Dīn. 1387Kh-b. “Fard-hā-yi Āstāna-'i Shaykh Šafi.” *Guzārish-i Mirāth* 25–26: 17.
- Zarinebaf-Shahr, Fariba. 1998. “Economic activities of Safavid women in the shrine-city of Ardabil.” *Iranian Studies* 31(2): 247–261.
- 阿部尚史 2020 「サファヴィー朝滅亡後のシェイフ・サフィー=アッディーン廟：アルダビール文書のなかの18, 19世紀勅令・命令書」『アジア・アフリカ言語文化研究』99: 133–168.
- Şayḥ al-Ḥukamā'ī, 'Imād al-Dīn・渡部良子・松井太 2017 「ジャラーイル朝シャイフ=ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点」『内陸アジア言語の研究』32: 49–149.
- 杉山隆一 2010 「サファヴィー朝後期におけるイマーム・レザー廟のワクフ」『日本中東学会年報』26(1): 99–135.

## 資料 1. アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録の構成

※写本フォリオ番号は 'Abdi I に依拠する。

	表題・内容	folio
1	序文 [サファヴィー家への賞賛／編纂動機]	1b-9a
2-1	第 1 部門 (Ĥarf-i avval) : 「証書・法文書が見つかった (qabālāt va ĥujaj ba-nazar rasīda) もの。一部にはワクフの形式 (ṣigha-'i vaqf) が述べられ、それは各 [物件の] 箇所で述べられる。何らかの [ワクフの] 規定 (sharṭī) がある場合は記録される」	9b-149a
2-1-1	アゼルバイジャン Āzarbāyjān	9b-149a
2-1-1-1	教導の家 (dār al-irshād) アルダビール	9b-72b
	都市部 (balda) : 「修行場 (zāviya)」 [サフィー廟の構成] 「詳細 (mufaṣṣal)」 [都市部の物件] : 家屋 (khāna-hā), 店舗・小売店 (dakākin), 隊商宿 (khān)・小隊商宿 (tīmcha), 浴場 (ḥammām), 屠殺場 (sallākh-khāna), 粉ひき場 (ṭāhūna), 製紙場 (kāghaz-khāna) [空欄], . . . (yūnjah-laq), 果樹園 (bāgh), 分散した地所 (arāzi-i mutafarriqa)	9b-32b
	村落と耕地 (mavāzi' va mazāri') [郡部, 53 項目] / 補遺 (zayl)	33a-72b
2-1-1-2	アルダビール以外 (fi ghayr Ardabil) [アゼルバイジャン地方の他の物件] : Urdūbād / Urūmiya / タブリーズとその周辺地域 (Tabriz va navāḥi) [都市部・郡部 (navāḥi)] / Tūmān-i Mishkīn / Chakhūr S'ad / Khalkhāl / Sarāb / Garṃrūd [+補遺] / Marāgha [都市部・果樹園 (bāghāt)] / Mughānāt / Hashtrūd	73a-134b
2-1-2	アゼルバイジャン以外 (ghayr-i Āzarbāyjān) : Jilān [+補遺] / Shīrvān / 'Irāq-i 'Ajam / Fārs	135a-149a
2-2	第 2 部 (Ĥarf-i thāni) : 「第 1 部が整えられた頃は証書が見つからなかったが、神聖なる敷居の善行の徴を持つ管理部門の台帳 (daftar-i sarkār-i khayr-āthār-i āstāna) にあり、この部門の管財人たちの占有下 (dar taṣarruf) にあり、至高なるディーワーンで保管していた支出指示書 (tūmār-i nasaq ki dar divān-i a'lā dast dāshta-and) に述べられているため、記載される不動産」	149b-160a
2-2-1	アゼルバイジャン : アルダビール [都市部] / アルダビール以外 : Arrān va Arazbār / tūmān-i Mishkīn / Chakhūr S'ad / Dizmār / Sarāb / Garṃrūd / Marāgha [都市部・耕地] / Mughānāt / Ganja	149b-154a
2-2-2	[アゼルバイジャン以外] : Gilān / Shīrvān / 'Irāq-i 'Ajam [台帳・支出指示書の規定によりどの州・地方 (mamlakat va vilāyat) にあるか分かっているもの / ロルのアタベク達 (atābikān-i Lur) がワクフしたが、ワクフ文書が存在しない土地] / 故ハーン・アフマド・ベグ・サファヴィーが証書・文書を保管し、サイイド・アブドゥッラーとアフマド・アーガー・ミフマーンダールをその管理 (zabt-i ān) に派遣していた [物件] [Kirmān / Tārumayn]	154a-160a
3-1	終章 (khātima) : [シャイフ・サフィーの子孫に属する不動産] : アルダビール / タブリーズ / Garṃrūd / Gilān / Baghdād	160b-170b
3-2	終章附記 (radif-i khātima) : [ワーキフ名が欠損したサファヴィー家のためのワクフ (vaqf-i khāndān-i Sulṭān Shaykh Ṣafi) 物件一覧に関する文書 (tūmār) の写し]	171a-172a
4	イスマーイール 1 世の慈善の食事の管理部門 (sarkār-i āsh-i ḥalāl) に属する不動産	*

\* [4] は 'Abdi I では乱丁によりフォリオが第 2 部の途中に紛れ込んでいるが、他 2 写本 'Abdi II, 'Abdi III では終章附記の後に配されており、ここが本来の位置だったと判断できる。本論集渡部論文参照。

## 資料 2. アブディー・ベグ版不動産目録の物件項目記載方法の用例

売買契約/ワクフ設定日付, 売り手/ワクフ対象, 買い手/ワークフ, 売買/ワクフ物件, 購入金額・資金, カーディー, 証人 斜体=文書引用

(a) サファヴィー朝タフマースブ期: Qazān Balā'ī 耕地 (mazra'a) [*'Abdī I: 59b-60a; Gronke 1993: 163*]

## 【I: 物件名】

مزرعه

قران بلاعی

【II: 基本情報】地理情報 (四囲 ḥudūd は「よく知られているため述べる必要はない」とされる)

واقعه در جنب قریه محمودآباد المستغنیة عن ذکر الحدود لغایة شهرتها

## 【III: 来歴: 購入】

که در این ولا از وجوه نذری مرحومی شاه قلی سلطان استاجلو و هو ابن حمزه سلطان خریده شده به موجب قبالة به تاریخ عاشر شهر صفر سنه سبع و سبعین و سبعمائنه به سجل شریعت دستگاهی قاضی عبدالمحسن بن قاضی هدایت الله کاکلی و مولانا عزیزالله بن علی و مولانا عبدالصمد بن محمود بن علی و شهادت زبده السادات و النقباء سید جمال الدین محمد استرابادی خادم باشی العتبه الصفویة الموسویة و عمدة الفقهاء و الصلحاء حافظ الغ بیگ تبریزی و خلفی العلماء المتبحرین الشریفین بالنسب امیر شریف و مولانا فتح الله خادمین لسدة الرفیعة و صدر حفاظ این روضه پرانوار سید صنع الله الحسینی المهتدی من قاسم الانوار و غیره

## 【文書要約】

ما حصل آنکه:

فروخت شریعت و فضیلت پناه قاضی عبدالمحسن کاکلی مذکور یک دانگ و نیم شایع از تمام [۶۰ الف] مزرعه قران بلاعی واقعه در جنب قریه محمودآباد مستغنی از تحدید را با مثل آن از جمیع توابع و لواحق به مبلغ هفت تومان تبریزی رایج الوقت به سرکار آستانه مقدسه منوره صفویه حفت بالانوار السجانیة و حضرت سیادت پناه افادات دستگاه جامع المعقول و المنقول حادی الاصول و الفروع امیر ظهیرالدین ابراهیم صفوی متولی و وکیل آن سرکار فیض آثار نیز خرید از بایع مذکور جهت مصالح آن آستان ملایک اشیان و بینهما میایعه و معاقده شرعیه جاری شد و ثمن از زر که شاه قلی سلطان مذکور نذر آستانه مقدسه نموده بود که جهت آن سرکار ملک ابتیاع نمایند نقدا مشاهده در مجلس بیع به بایع مذکور واصل شد و بایع اسقاط اختیار غین کرده و لوکان فاحشا و ضامن درک شد رحم الله من سعی فی الخیر.

(b) Garmrūd, Sīnānaq 村 [*'Abdī I: 118b-120a; Gronke 1993: 310-312, passim*]

## 【I: 物件名】

قریه

سینانق

【II: 基本情報】地理情報 (所在, 四囲), 文書による地名の異同

که زینانق نیز در مسودات به نظر در آمده از ناحیه هروانان محدودا به حدود اربعه, حد اول تخوم قریه شرف آباد, حد ثانی تخوم قریه الفی باب, حد ثالث تخوم قریه ملس و به شامرح, حد رابع تخوم مزرعه لکدی, و در قبالات دیگر بدین اسلوب نیز یافته شد که حد اول جاده تبریز, حد دوم تخوم شرف آباد, حد سیوم تل القیاباد که الفی باب خواهد بود, حد چهارم تخوم دیه مزرعه کدی? و قبالة که به اسم [۱۱۹ الف] قریه سینانق به ملکیت عالی حضرت سلطان خواجه صدرالدین به تاریخ ذی حجه سنه اثنین و خمسین و سبعمائنه نوشته که قریه سینانق از ناحیه میانج حدود اراضی آن متصله به قریه شرف آباد و به اراضی قریه نمرجان و به اراضی قریه شاهمیر.

## 【Ⅲ：来歴（1）：11/12=Amir Nürin b. Jirghar Turkistāni（によるワクフ）】

\_\_\_\_\_ بابت

که امیر نورین بن جلغر ترکستانی وقف نموده از قرار وقفیه به تاریخ ربیع الاول سنه سبع عشر و سبعمائنه ماحصل آنکه:

## 【ワクフ文書引用】

وقف کرد امیر کبیر نورین بن جلغر ترکستانی و در بعضی قبالات بن حرعل نوشته اند مجملا وقف کرد امیر مذکور پنج دانگ و نیم قریه سینانق محدوده مذکوره را با چهار دانگ از قریه الفی باب محدود به حدودی که در محل خود ذکر می شود بر زاویه که اعلی حضرت قطب الاقطاب شیخ صفی الملة والدين اسحق اردبیلی خلیفه شیخ زاهد شیخ ابرهیم وقفا شرعیا موبدا و این وقف کرده است بر مصالح زاویه که در مدینه اردبیل بنا کرده است. بعد از آنکه ملکیت این دو حصه مراو را ثابت شده بود وقفا لایباع ولایوهب ولایورث ولایمک ولایتلف ولاینقض که آنچه حاصل شود از این اوقاف اولاً صرف عمارت رقبه شود که عبارت از اعاده آن خیر است که خراب شود یا اصلاح آنها یا آنچه فایده به زیادی شدن حاصل داشته باشد آنگاه مصالح فرش و تجدید آن، و تولیت را تفویض کرده به شیخ زین الدین خلیل و بعد از او اولاد او نسلا بعد نسل و عقباً بعد عقب، شرط واقف بر اهل زاویه آنکه یاد کنند او را بعد هر نمازی و استغفار کنند برای او و دعا کنند او را [ب ۱۱۹] و و این وقف بعد از آن کرده که رجوع شرعی از اولاد خود کرده بوده و نیز شرط کرده که اگر نعوذ بالله خراب شود این زاویه و در مکان دیگر بنا شود وقف بر مصالح آن باشد و اگر بنا نشود وقف باشد بر فقرا و مساکین و فقها و صالحین، حلال نیست مر قاضی و حاکم و وارث و وصی و سلطان و وزیر و غیر اینها را از آن کسانی که ایمان به خدا و روز قیامت داشته باشد تغییر و تبدیل و فسخ این وقف و ازاله شرطی از این شروط باید که صرف نشود و چیزی از این اوقاف یا حاصل این به بغیر شرط واقف و هر که کند به غضب خدا و سخط و لعنت خدا و ملایکه و آدمیان گرفتار شود و هر که با این عمل کند و تجاوز از این شروط نکند در جمیع امور خدای تعالی معاون او باشد.

## 【ワクフ物件の来歴=ワーキフの購入：売買契約文書 2 点の要約】

پوشیده نماند که به امیر نورین مذکور رقبه سینانق بدین طریق که نوشته می شود منتقل شده بود به موجب قبالات،

پنج دانگ و نیم.

قباله _____	قباله _____	قباله _____
به تاریخ <u>بیست و چهارم محرم سنه تسع عشر</u> و <u>سبعمائنه</u> که از شمس الدین محمد بن فخر الدین داود خریده بوده، بالتلث	به تاریخ <u>اواخر ربیع الاول سنه احدی عشر</u> و <u>سبعمائنه</u> که <u>ملک تاج الدین حسن</u> تملیک او کرده بود، بالتلث	به تاریخ <u>رابع محرم سنه ثلث و سبعمائنه</u> که <u>مشارالیه از علاء الدین احمد بن فخر الدین داود بن منکوندر</u> خریده بود، بالربع.

【Ⅲ：来歴（2）：1/4=シャイフ・サフィーが購入】 売り手から得た過去の売買契約文書が廟に保管されている。

\_\_\_\_\_ بابت

که شیخ زین الدین خلیل بن شهر امیر خلیفه اعلی حضرت شیخ صفی الدین به تاریخ شهر محرم سنه تسع عشر و سبعمائنه از سید ملکشاه بن حسنشاه بخاری خریده و اقرار کرده که حق زاویه [۱۲۰ الف] مقدسه منوره اعلی حضرت شیخ صفی الدین است و سید ملک شاه از مسماء سلعم خاتون بنت محمود صادق سینانقی خریده بوده و اسناد در میان اسناد آستانه مقدسه است و این حصه بالربع است. حال آنکه پنج دانگ و نیم را امیر نورین وقف کرد و نیم دانگ حضرت قطب الاقطاب حقیقت این ربع خدا داند.

## 【Ⅲ：来歴（3）：1/12=シャイフ・サフィーが購入】

\_\_\_\_\_ بابت

که اعلی حضرت قطب الاقطاب بالاستحقاق شیخ صفی الملة والدين اسحق قدس سره و از مسماء کوکی خاتون بنت مولانا نسقی به

تاریخ غره جمیدی الاول سنه تسع عشر و سبعمائنه خریده اند یک سهم از اصل دوازده سهم که عبارت از نیمدانگ باشد

نصف السدس

当該物件の来歴の正当性の強調：「ワクフの形式」の指摘，村落のサドル・アッディーンの私  
 有権 (ḥaqq va milk) を認める 752 年ズー・アルヒッジャ月 26 日付の承認 (i'tirāf) の証書  
 (qabāla) の引用

و با وجود این مقدمات قریه سینانق مذکوره در تفصیل املاکی که بندگان اعلیٰ حضرت سلطان شیخ صفی الیدن وقف فرموده اند نیز  
 در آمده، ظاهراً در باب پنج دانگ و نیم وقف امیر نورین تأکیدی و در باب باقی صیغه وقف بوده باشد، و مع هذا قبالة به تاریخ سادس  
 و عشرین ذی حجه سنه اثنین و خمسین و سبعمائه به نظر در آمد مضمون آنکه:

*اعتراف نمود حاجی محمد بن شمس بن قورت ارسلان که جمیع قریه سینان از قری میانج گرمروود حدود اراضی آن متصله به قریه  
 شرف آباد و اراضی قریه نمرجان و به اراضی قریه شاهمیر حق و ملک شرعی عالی حضرت سلطان المشایخ الاطواد اعلیٰ الشوامخ خواجه  
 شیخ صدر الدین است و او را در آن حقی نیست،*

و در مقابل این اعتراف مبلغ دوپست دینار تبریزی فضی هر دینار عبارت از هفت ثمن منقال فضی گرفته و الله أعلم بحقایق الامور.

## 資料 3. アブディー版不動産目録におけるシャイフ・サフィーのワクフ物件一覧

(アルダビール郡部 Alghir 村項目収録 2 文書による) [Gronke 1993: 301–304]

(A) = 文書 (1) (761/1360 付証書) 収録, 733/1333 付ワクフ物件一覧 (29 件)

(B) = 文書 (2) (737/1337 付分配規定書) 収録, 727/1327 ワクフ文書草稿に基づく物件一覧 (25 件)

▼ = 他に証拠文書が無い物件 /  = アブディーが特定できなかった (物件項目がない) 物件

所在地	(A) 地名	(B) の対応	Abdī I の記載箇所
Ardabil 郡部	(1) Kalkhūrān	(B1)	63a–65a: サフィー生地
	(2) 'Alqābād	(B3)	56b
	(3) Barūr	(B2)	49b–50b
	(4) Alghir	(B4)	39b–44a
	(5) Sarkujān	(B21)	54a–54b
	(6) Nawdih-i suflā	(B5)	70b–71a: Nawdih (?)
	(7) Zhazhqīn		47b–48a: Jazīn
	(8) Kākhchūrān▼		62a: Kājīrān
	(9) Chūrāb▼	(B15) Chūrāb, <input type="checkbox"/> Hazārāb, <input type="checkbox"/> Tarjū	
	(10) Ṣadiqadīh	(B17)	55a–55b
	(11) Ḥamidābād▼		52a
	(12) Gilīnahār▼		65a
	(13) Ul	(B13)	33a
Ardabil 都市部		(B7) Janzānaq	48a–48b
		(B8) Jūraq, Mājūraq*	49a: Miyān Zir'ān
		(B22) 肉屋の市場の店舗 2 軒	28a
Dārmārz	(14) ハンマーム	(B23)	14a
	(15) 水車	(B24)	29a: Abdī 編纂時痕跡なし
Dārmārz	(16) Nawdih	(B5) Nawdih	70b–71a
	(17) Suhā	(B6)	54b
	(19) Kanjūsh	(B11)	66b
Garmrūd	(18) Sinān	(B9) Sinānaq, (B25) Alfībāb	118b–121a: 併合
	(20) Dizhnān▼		117a
	(21) Āq Tabaraq▼		107a–109a: Āq Tawara
	(24) zamin-i mufarrāz		///
Hashtrūd	(22) Shaladurūd	(B10) Qjibchaqī**, Shaladurūd, Yūlqutluq 庭園の取り分 (hiṣāṣ) と, 4juft の土地	134a–134b
Khalkhāl	(23) Kazaaj	(B16)	93b–94a
	(25) Gūrānsarāy▼	(B18)	94b
	(26) Vardih▼		95b
	(27) Hindūl	(B20)	95a
	(28) Zīnhā▼		92b
	(29) Zivīn al-Jabal▼		93a
		(B19) Hishī	95a–b
情報なし		(B14) <input type="checkbox"/> Ravānsar	///

\* サフィーが義兄弟で養子である Shams al-Dīn b. Shaykh Zāhid に贈与した土地として比較的情報が残っている [Minorsky 1954: 522–523]。グロンケはこの贈与が 1327–33 年の間に行われたと捉えている [Gronke 1993: 302 nn. 28–32]。不動産目録アルダビール郡部 Jūra va Mājūra 村項目では、イルハーン国初期の官僚一族ジュワイニー家からの贈与地の 1 つ Jūrāb と同定されている。

\*\* Qjibchaqī / Qjibchaghāy について、アブディーはギャルムロードに属することが聞き取りにより判明したとギャルムロードの補遺で記しており [127b]、グロンケはこれに文書による裏付け (税が Miyāna に属する) ができるとする [Gronke 1993: 301–302]。